平成 26 年 11 月 1 日

一般社団法人日本生物教育学会選挙管理規則（案）

第１条　この規則は，一般社団法人日本生物教育学会（以下「本会」という。）定款第 13 条に規定された代議員の選出（以下「代議員選挙」という。）及び第 28 条に規定された会長候補者の選出（以下「会長候補者選挙」という。）の方法について定める。

第２条　代議員選挙及び会長候補者選挙の運営は，理事会の決議に基づいて構成された選挙管理委員会が行う。

第３条　代議員選挙及び会長候補者選挙は，正会員，学生会員及び名誉会員の投票によって行う。

第４条　会長候補者選挙に際し，理事会は，本人の承諾を得て，若干名の会長候補者を推薦することができる。また，正会員は，10 名以上の連署をもって，会長候補者を推薦することができる。

第５条　代議員選挙は，選出される代議員数が２～４名となるように設定された次の地区ごとに行う。ただし，各地区の区割りは，選挙の行われる年度の５月１日現在の会員数をもとに，概ね 40 名の会員に対して１名の代議員となるように，選挙管理委員会が見直すものとする。

北海道・東北，関東（東京を除く），東京，中部，近畿，中国・四国・九州

第６条　代議員が欠けた場合には，補充の選挙は行わず，先の代議員選挙の次点者をもって補充する。

（参考）

６地区ごとの代議員数､及び平成 26 年 9 月 4 日現在の普通会員数＋学生会員数をカッコ内に示す。

北海道・東北(126)：３，関東（東京を除く）(162)：４，東京(122)：３，
中部(103)：２，近畿(102)：２，中国・四国・九州(158)：４、　　合計：18 名